

松田町富士山火山避難計画

令和6年1月

松田町

目次

第1章 富士山火山について

- 1 計画作成の経緯
- 2 富士山火山災害の特性について

第2章 基本方針

- 1 火山現象と影響
- 2 避難対象エリア
- 3 避難手段
- 4 噴火シナリオ
- 5 避難先の考え方

第3章 避難計画

- 1 協議会・国・各県・市町村等の体制
- 2 情報伝達
- 3 町の溶岩流下予想
- 4 避難
- 5 避難行動要支援者の避難
- 6 役場の移転
- 7 降灰時の対応
- 8 おわりに

第1章 富士山火山について

1 計画作成の経緯

令和3年3月山梨、静岡、神奈川の3県などで行われる「富士山火山防災対策会議」は、17年ぶりに富士山ハザードマップを改訂しました。

従来のハザードマップでは、松田町においては火山灰が30～50cm降る可能性のみが記載されていました。

改定されたハザードマップでは、対象噴火の年代の幅や、対象噴火口の数及び位置、また噴出する溶岩量を見直したことにより、溶岩量が2倍に増加しました。

そのため、噴火口の位置にもよりますが、最大規模の噴火の場合、溶岩流が松田町（おおむね東名高速の南側）に、噴火の7日後（6日と4時間）から57日の間に到達する可能性が発表されました。なお、火山灰の降灰に関しては、従来と変化はありません。

令和5年3月に改訂された富士山火山避難基本計画では、24時間以内に溶岩流が到達する可能性がある範囲（第1～4次避難対象エリア）を主対象とし、24時間以降の地域（第5・6次避難対象エリア※）は、溶岩流が流下する可能性が生じた時点で、車両等により流下範囲外へ避難することを記載してあります。

※松田町は5・6次避難エリア

2 富士山火山災害の特性について

（1）噴火の予知はできない

富士山は、国内でも観測・監視体制が充実している火山のひとつです。それにも関わらず正確な噴火予知ができないとされている理由は「富士山の機器観測を開始してから噴火したことがない」ためです。観測データに異常が現れたとして、それが噴火につながるか否か、また噴火までの猶予がどのくらいあるかの予測は困難です。

（2）刻一刻と変化する状況への備え

富士山では、噴火時に多様な現象の発生が想定され、また、火山災害では、次の瞬間に「何が発生するのか」わからないため応急対策においては、非常に強い緊張を強いられます。町の特性に応じて臨機応変に対応できる体制づくりが重要です。

（3）不確実性の高い火山災害には柔軟な対応を

富士山は、火山災害の不確実性に加え、どこから噴火するかわからないという特性を有するため、事前に避難先・避難ルートを定めたとしても、計画どおりに対応出来ない可能性が高く、全てのパターンを計画上で備えることはできません。

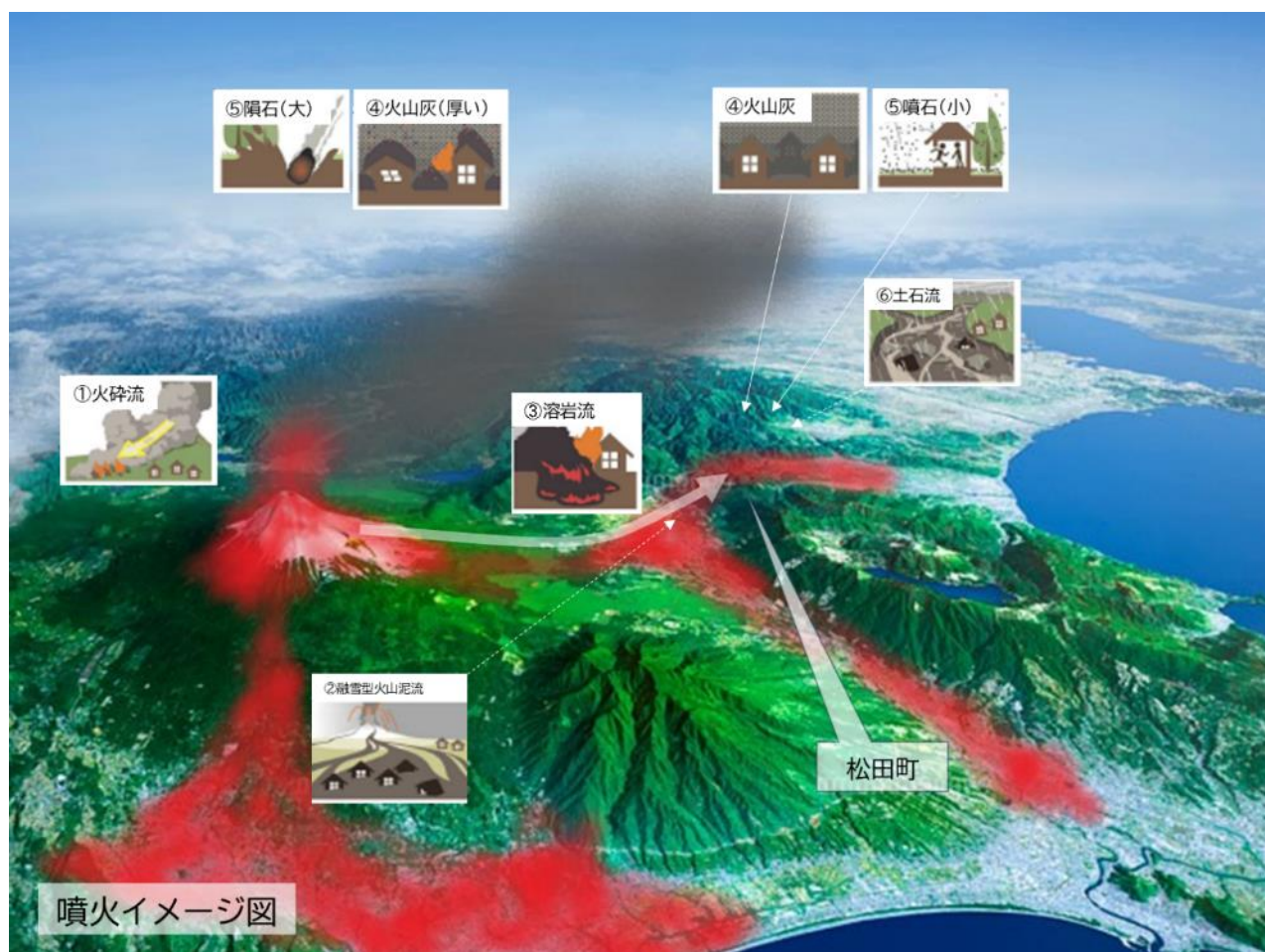
（4）火山を正しく知る

火山災害と聞くと、多くの犠牲者が生じた雲仙普賢岳の火砕流や御嶽山の噴石を思い浮かべる方も多くいるかもしれません。しかし、富士山では、火砕流や大きな噴石の影響範囲は想定火口範囲とその付近に限られ、避難対象地域全体に到達するものではなく、まずは行政が発する情報に基づき危険なエリアから立ち退くことが大切です。また、市街地では、溶岩流の流下速度は大幅に低下するとみられ、徒歩でも避難可能なため、慌てず落ち着いて行動する

ことが大切です。富士山を正しく知り、火山災害に正しく備えることで富士山との共生を図りましょう。

第2章 基本方針

1 火山現象と影響



(1) 富士山で予想される噴火現象は次のとおりです。

① 火砕流

溶岩ドームの崩壊などによって起こる火砕流です。高温の火山灰や岩塊が水蒸気などと一体化して、山の斜面を高速で流れ落ちる現象です。温度は数百度に達し、流下速度は100 km/hを越え、流出域では建物等が破壊されます。

※本町に火砕流はありません。

② 融雪型火泥流

雪が積もった火山が、噴火をした場合、融雪型泥流の危険があります。これは火砕流などが雪を溶かし、大量の水となり土砂や火山灰を巻きこみながら、流下する現象です。谷底や沢沿いを勢いよく流れふもとまで到達、田畑や人家を飲み込み、広範囲に被害をもたらします。

※酒匂川沿いを流れてきますが、堤を超えない予想です。

③ 溶岩流

火口から流れ出たマグマを溶岩流と言います。数百度～1200度と非常に高温で家屋や木々を燃やしてしまうほか、道路を寸断することもあります。ただし、火砕流と比べ流下速度が遅く、人が歩く程度のスピードで余裕をもって逃げることができます。※松田町には酒匂川沿いに流下する可能性があります。

④ 火山灰

火山灰は直径2 mm以下の噴石のことで、物を燃やした後に残る灰とは形も性質が異なり、火山ガラス、岩石の欠片、鉱物結晶などが含まれています。風に飛ばされて広範囲に広がりやすく、農作物やインフラに打撃を与え、人体にも悪影響をもたらします。細部は、第2章3(7)を参照。

※松田町に降灰する可能性があります。

⑤ 噴石

噴火時に火口から噴き出る岩石を「噴石」と言い、大きな噴石は火口から勢いよく飛来して建物の屋根を破壊します。噴石の被害は火口から半径2～4 kmに集中します。

※富士山頂の火口から松田町までは約37 km

⑥ 土石流

降灰が山の斜面に堆積した後、発生します。通常の土石流よりも少量の雨で発生し、広範囲に流失する可能性があります。

その他

[火山ガス] マグマに溶けた気体成分が火口から噴き出したもので、成分の多くは水蒸気で、これに二酸化炭素や硫化水素などが含まれます。成分は、動植物に有害な場合もあり、火山ガスを吸い込んだ人が、その場で中毒死したケースもあります。

[空振] 噴火の衝撃によりガラスなどが振動すること。

[岩せつ雪崩] 岩が落ちる雪崩のこと。

[蒸気爆発] 熱せられた地下水が爆発すること。

(2) 本計画の対象

本計画の対象とする火山現象は次のとおりです。

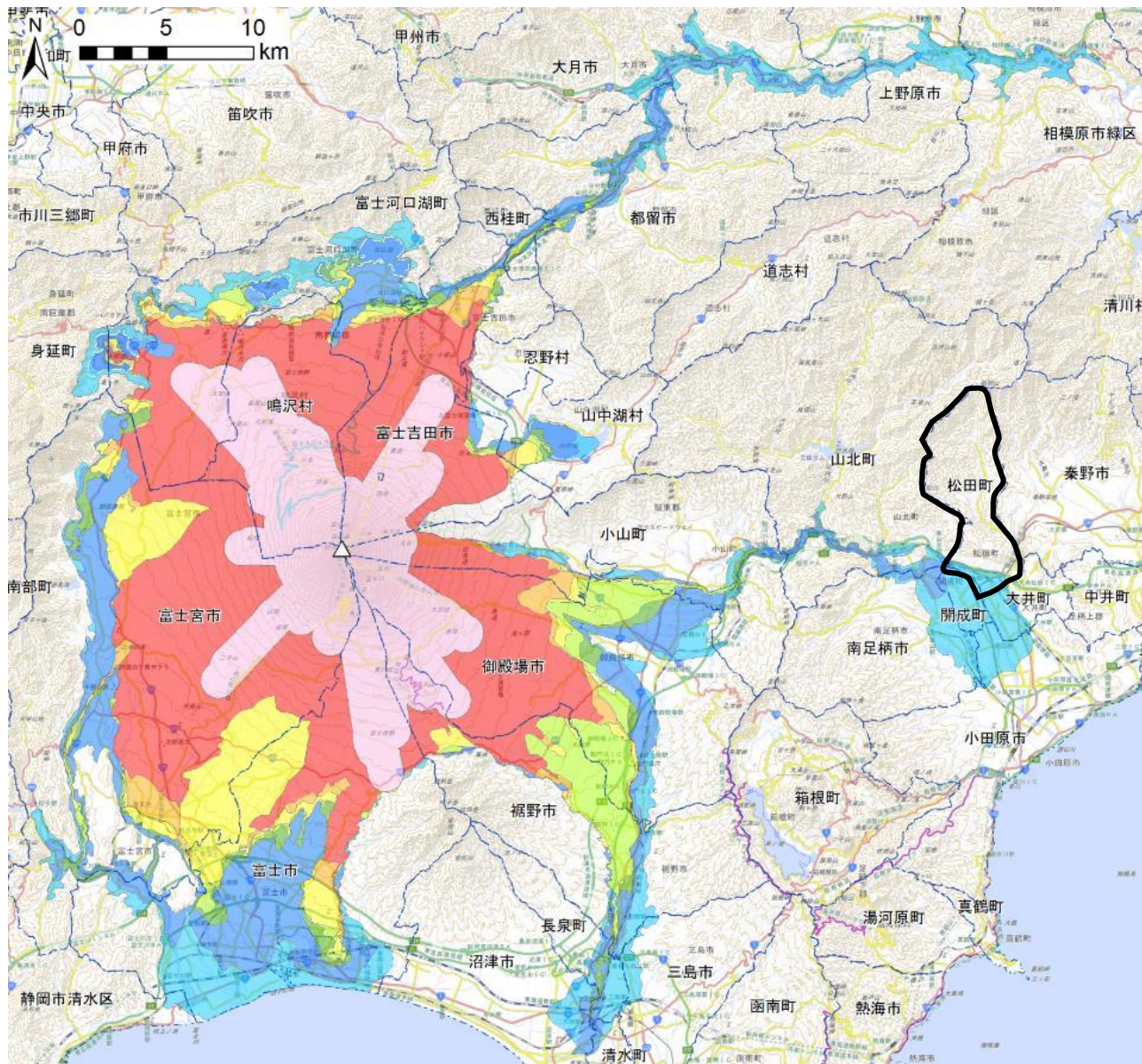
噴火活動に起因する現象	本計画の対象
富士山ハザードマップ(改定版) 検討委員会報告書においてハザードマップが記載されている噴火現象 ①火砕流 ②融雪型火山泥流 ③溶岩流 ④火山灰 ⑤噴石 ⑥土石流	対象内
[災害実績図のみ作成済みの現象] 岩屑なだれ(山体崩壊) [発生する可能性がある現象] 水蒸気爆発/火山ガス/空振/火山性地震(地殻変動)/洪水氾濫/津波	対象外

(3) 町への影響と対処









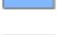

町への影響と対処の概要は、次のとおりです。細部の内容は「3. 避難計画」に記載します。

脅威の種類	町の影響	町に対処
①火砕流 ⑤噴石（大）	・影響なし	・情報収集
②融雪型火山泥流	・富士山の積雪が50cmあった場合、噴火した36分後、酒匂川沿いに流下し、松田町に到達	・噴火前からの情報収集 ・基本は酒匂川の堤防を越えない ・状況により、酒匂川沿いの一部住民の垂直避難
③溶岩流 ※1 溶岩流可能性範囲	・噴火後の7日～57日間の間に溶岩流が酒匂川沿いに流下し、松田町に到達 ・避難対象7674人/10581人	・町内の避難先（神山、寄等）を明示 町外の避難先を近傍市町及び県等と調整
④火山灰 ※2 降灰可能性範囲	・寄地区は、最大30cm以上 ・松田地区は、最大20cm	・体育館（長支点）は使用制限の可能性 ・学校校舎などRC構造物は、降灰で倒壊なし ・各家庭で灰おろし、火山灰の処置 ・マスク、ゴーグル、ヘルメット等の準備
⑤噴石（小）	・火山礫の大きさは直径2～64mm ・降灰と併せて考慮する必要性	・同上
⑥土石流	・1cm以上の降灰に、雨が降った場合は、発生し易い	・危険渓流沿いやハザードマップの警戒区域に住む住民の避難
<p>【富士山の降灰の特性】※第5回富士山火山広域避難計画検討委員会（R4年7月4日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流が主体の場合、降灰は少ない又はない可能性がある。 ・富士山の降灰の質が砂状で粉塵状とは異なり、健康被害は比較的少ない可能性がある。 		

※1 溶岩流可能性範囲



凡例

-  山頂
-  行政界
-  噴火する可能性のある範囲
-  溶岩流が2時間で到達する可能性のある範囲
-  溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲
-  溶岩流が6時間で到達する可能性のある範囲
-  溶岩流が12時間で到達する可能性のある範囲
-  溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲
-  溶岩流が7日間で到達する可能性のある範囲
-  溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲(最大で57日)

※2 降灰可能性範囲



※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合わせた図。

なお、降灰の可能性マップの見直しは行っておらず、平成16年度版を再掲している。

2 避難対象エリア

避難対象エリアの区分は次のとおりです。

避難対象	対象とする範囲
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

※松田町は、第5次・第6次エリア

3 避難の手段

(1) 自主的な分散避難の呼びかけ

富士山ハザードマップの改定により、噴火現象の影響範囲が市街地方面へ拡大され、避難対象者数が増加しました。当然ながら、避難者数が減少すれば、渋滞も抑制され円滑な避難が可能となり、災害対策においても限られた資源を集中し、より迅速な対応が期待できます。このため、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設など生活が維持できる住民を対象に「地域のスリム化」のため、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかけることとします。

(2) 富士山火山における避難の全体イメージ

第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアまでの避難時期、移動手段等をまとめると次の表のとおりです。

富士山火山における避難の全体イメージ

※それぞれ地域の特性を考慮し必要に応じて調整



避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする範囲	想定火口範囲	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性がある範囲	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
対象者等		積雪期：融雪型火山泥流の一部				
避難時期	噴火警戒レベル1～3のうちに帰宅を開始(登山者は、解屋情報(臨時)で下山)					
移動手段	登山者は、五合目からはバス又は徒歩 観光客は、入域した手段による					
避難先	自宅等(登山者、観光客、別荘利用者、来場者は、影響範囲外の自宅へ帰宅することを原則とする)					
避難時期	レベル3	レベル4	レベル4	レベル4	噴火前レベル5で避難準備	
移動手段					溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
避難行動要支援者※2	車庫(親族の自家用車、施設の車両、施設が手配する車両)					
避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側。ただし、第3次避難対象エリア内での避難の場合、移動用の車両を確保し、その後の状況により速やかに移動できる状態を整えることも可					
避難時期	レベル3	レベル4	噴火直後(必要な範囲)	溶岩流が流下する可能性が生じた時点(必要な範囲)		
移動手段	自家用車		徒歩又は自家用車 (蒸溜を抑制し、速やかに移動できる手段により避難)	徒歩又は自家用車		
避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側					
対象とする噴火現象	融雪型火山泥流【ハザードマップでは、積雪量50cmを想定しているため、特に積雪量が多い場合は、広く避難させる必要がある。】					
避難行動要支援者：一般住民とも	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) 【積雪期】融雪型火山泥流ハザードマップ(危険度区分)：事前の避難が必要な区域では噴火前に避難					
対象とする噴火現象	降灰後土石流【噴火後の緊急調査結果に基づき避難】					
避難行動要支援者：一般住民とも	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) 国土交通省が行う緊急調査結果を参考とするが、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果を待たずに、深流付近からは速やかに立ち退き避難					
対象とする噴火現象	降灰【降灰後土石流の影響範囲を除く】					
避難行動要支援者：一般住民とも	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) 原則として、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内退避。溶岩流の流下、近隣の火災や極めて大規模な降灰のため立ち退き避難を実施する場合は、徒歩により移動					

※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者(居所としている者を除く)、通勤・通学等のための来場者など富士山周辺以外に生垣の拠点を有する者
 ※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅での生活する者を想定。避難完了までに特に時間を要する入院、入所者の対応例は、第3編第3章2. 避難行動要支援者等への避難支援に示す
上記の他、噴火前の分散避難を実施する場合は、噴火警戒レベル3までの間は、避難対象エリアに関わらず自家用車の使用が可能

富士山火山における避難の全体イメージ

※それぞれの地域特性を考慮し必要に応じて調整

噴火警戒レベル別の対応



避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする範囲	想定火口範囲	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性がある範囲	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
噴火警戒レベル	噴火警戒レベル					
レベル1	平時(活火山であることに留意)					
解説情報【臨時】	住民	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）				
	観光客等	登山者は下山。第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル1～3のうち1に帰宅				
	分散避難	影響範囲外への自主的な分散避難を希望する住民は、分散避難を実施。この場合、避難対象エリアに関わらずレベル1～3のうち1は自家車を利用可				
レベル3	住民	避難行動要支援者、一般住民とも避難 児童生徒の引き渡し等				
	観光客等	第4次避難対象エリアより内側に滞在する観光客等はレベル1～3のうち1に帰宅				
	分散避難	影響範囲外への自主的な分散避難を希望する住民は、分散避難を実施。この場合、避難対象エリアに関わらずレベル1～3のうち1は自家車を利用可				
レベル4	避難行動要支援者、一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難		情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）		
		一般住民とも避難		情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）		
レベル5	避難済み	避難行動要支援者は避難		情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）		
		一般住民とも避難		情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）		
噴火直後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難行動要支援者は避難 ※ 必要に応じて避難開始	避難行動要支援者は避難 ※ 必要に応じて避難開始	避難行動要支援者は避難 ※ 必要に応じて避難開始
噴火状況判明後	溶岩流の流下方向は避難（降灰が生じた場合、車両での移動は困難となるため、徒歩で避難） 降灰後土石流の可能性のある区域からの避難 （緊急調査結果が出る前に降灰があった場合、漂流付近からは立ち退き避難） 降灰時は、原則、自宅又は近隣の堅牢な建物内での屋内退避 ただし、大規模な降灰や溶岩流の流下、近隣の火災発生など立ち退き避難を要する場合、徒歩で移動					

※ 上記は、原則的な対応を示したものであり、各市町村が地域特性を考慮した上で、避難時期や移動手段を判断し、それぞれの計画とすることを想定している。

4 噴火シナリオ

・噴火シナリオと避難対応ステージ

平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるようにしたものが噴火シナリオです。

この噴火シナリオにおいて、避難対応を段階ごとに「避難対応ステージ」と区分し、ステージ4を最も緊急度の高い対応として一般住民、避難行動要支援者とともに避難としました。この「避難対応ステージ」は、想定火口範囲から順を追って緊急度の高い避難対策を講じる必要が生じ、噴火後は噴火現象の到達が見込まれる地域において必要に応じて引き上げることとなります。なお、「避難対応ステージ」は1から順番に引き上げられるものではないことに留意し、各地域で必要となる避難対策を確認する必要があります。

「噴火シナリオ」における避難対応ステージ毎の避難対応

避難対応ステージ	一般住民	避難行動要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始又は避難済み	開設	開設又は開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

※松田町は、ステージ1のみ該当

噴火後の対応（その1）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】ステージ4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、 屋内退避 であることに留意
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	・降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、屋内で安全確保
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	・木造家屋で降灰厚30cm以上かつ降雨により重量が増すと倒壊のリスクが生じるため、きしみや歪みが生じた場合、速やかに近隣の堅牢な建物に立ち退き避難し、救援を待つ
第4次避難対象エリア	・ 溶岩の流下、家屋倒壊の可能性、降灰後土石流が発生する可能性、近隣での火災などが生じた場合は、速やかに立ち退き避難を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する
第5、6次避難対象エリア	・大規模な降灰が発生した後は、車両での移動が困難となるため、むやみに影響範囲外に離脱せず、自治体が発する情報に注意 ・支柱間が長い建物（一部の体育館など）は、降灰の重みで屋根が崩壊する可能性があるため、降灰時に避難所とすることは避ける

留意事項

噴火直後は、火口位置及び溶岩流流下の有無を確認し、流下が認められる場合、溶岩流からの避難行動を実施する。

火山灰の直接的影響により生命・身体に深刻な危険が及ぶものではない。（降灰による建物倒壊や火災を除く）ただし、小さな噴石は高速で落下するため、ヘルメット等で身体の保護が必要。車のフロントガラスが破損する等もある。

車両のスタックによる道路機軸が失われると、その後の緊急対応が困難となるため、避難時に自家用車の使用は控える。

停電・断水・物流の停滞により生命・身体に危険が及ぶ場合は安全なエリアまで避難させる。

噴火に伴い規模の大きい地震が発生する場合は、地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。

噴火後の対応（その2）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	【エリアに関わらず、噴火後は、噴煙・火山灰の有無、風向きに注意 ⇒ 降灰が生じている際は、 自家用車での移動は控え、「噴火後の対応（その1）」の対応も参考とする。 】 (避難済み)
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	・安否確認 ・逃げ遅れが生じた場合は、火山活動が小規模状態になった段階で対応（第1次エリアも同じ） ・噴火の状況により避難拡大を検討
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	【溶岩流の流下方向】ステージ4に移行し、必要により避難対象地域を拡大 【溶岩流が流下しない方向】 【溶岩流が流下しない方向】 ・安全を確認後、避難行動要支援者の避難経路 ・被災エリアの支援実施（避難者の受入、応援部隊の派遣等）の可否を判断
第4次避難対象エリア	【溶岩流の流下方向】 ・ 情報に注視し、第2ステージの引き上げ ・溶岩流が流下しない方向 ・被災エリアの支援実施の可否を判断
第5、6次避難対象エリア	【溶岩流の流下方向】 ・ 情報に注視し、第2ステージの引き上げ ・溶岩流が流下しない方向 ・被災エリアの支援実施の可否を判断

留意事項

噴火直後は、第3次避難対象エリアのうち、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、避難行動をとる。

噴火の状況（溶岩流の流下規模）により避難の拡大・縮小を行う。

火山灰の影響が少ない場合であっても、避難は徒歩または行政が提供する車両により避難することで、深刻な交通渋滞の発生を抑制するとともに、確実な避難が期待できる。

溶岩流が流下した土地は、発災前と同じ用途で使用することは困難。

このため、溶岩流流下エリアについては、避難指示解除後も、仮設住宅など移住先を確保する必要があるので留意する。

噴火に伴い規模の大きい地震が発生する場合は、地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。

噴火後の対応（その3）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	【融雪型火山泥流への備えとして、立ち退き避難が必要な地域からは、原則として噴火前に避難するため、それ以外の地域での対応を記載】
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	噴火時の積雪状況、融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分、最短到達時間）等を参考に必要に応じて ステージ4に移行
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	・融雪型火山泥流は、避難する時間的猶予がないため、噴火発生直後は、2階以上へ垂直避難し、安全を確保する
第4次避難対象エリア	・むやみに屋外へ出ると流下する泥流に巻き込まれる可能性があるため、まずは、屋内で安全を確保する
第5、6次避難対象エリア	・泥流が流下した後は、堆積物により自動車での移動が困難となるため、自家用車での移動は控える

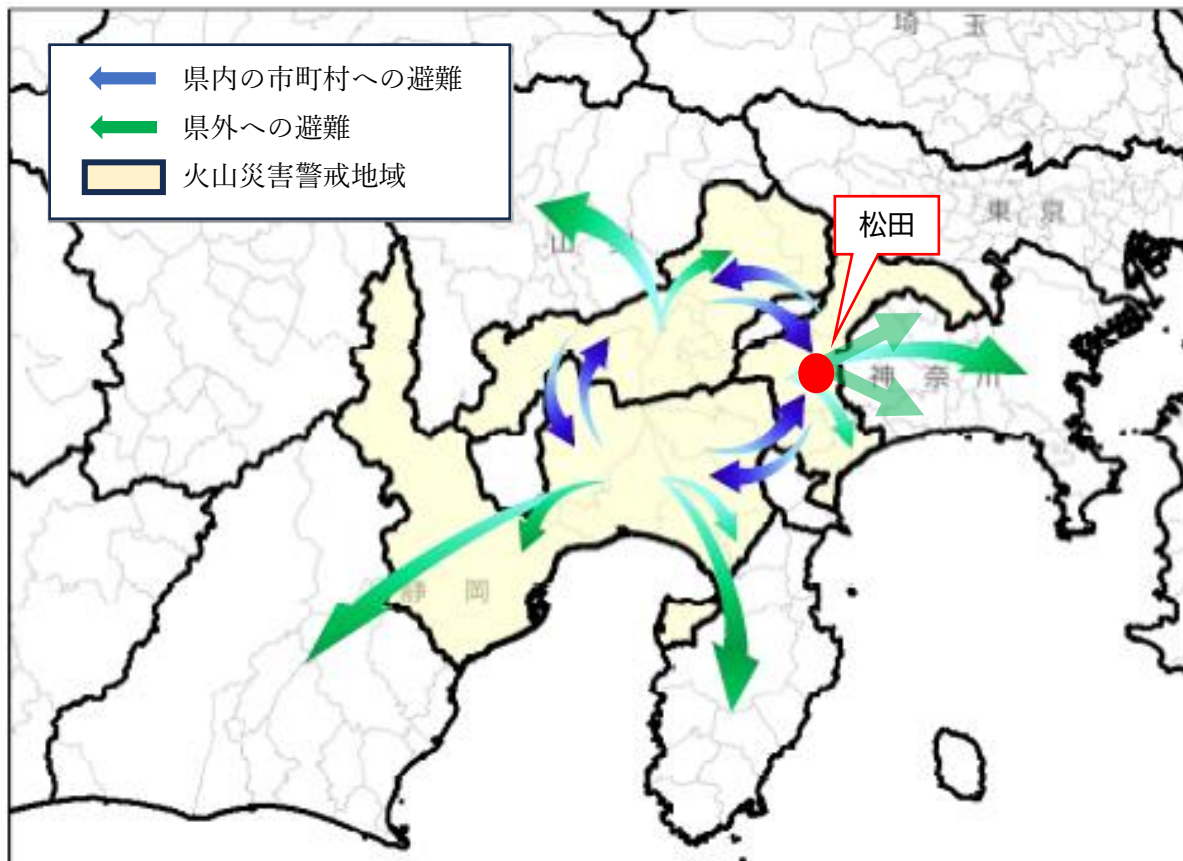
留意事項

融雪型火山泥流に襲いて、溶岩流が流下する可能性があるため、溶岩流の流下方向では、必要に応じて避難を開始する。

積雪期には、河川区域内からの立ち退きを徹底する。

融雪型火山泥流の流下後は、堆積物により車両での移動が困難となるため、市町村外への避難が必要となる場合、通行可能なルートでの選定や移動のための車両手配を実施する。

5 避難先の考え方



本計画における「広域避難」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4第3項に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいいます。

溶岩流からの避難にあつては、火口位置が特定された後は、影響範囲外まで避難しなくとも、流下範囲（幅）から離れることで安全が確保できるため、近隣へ避難することによる住民の負担軽減、暮らしへの配慮が必要となることも考慮し、避難対象エリアに関わらず溶岩流の影響がない地域へ避難することを基本とします。

一方で、噴火の規模によっては、市町村外への広域避難が必要となる場合が想定されます。その際の広域避難は、まずは、火山災害警戒地域の指定の有無に関わらず隣接市町村への避難を基本とし、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、同一県内の市町村や県外への避難が必要な場合には、神奈川県、山梨県、静岡県の三県が相互に協力し、避難者の受け入れを行います。

なお、火口位置や噴火の状況により予定した避難路が使用できなくなることも想定されること、降灰にあつては影響範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めずに必要に応じて、三県や合同会議において調整していきます。

第3章 避難計画

1 協議会・国・各県・市町村等の体制

避難を円滑に実施するための対策（各機関の体制、情報伝達、避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営等）についての、基本的な考え方や各機関の対応事項を記載又は計画するものとします。

（1）協議会の体制

協議会は、神奈川県・山梨県・静岡県（以下「各県」という。）、火山災害警戒地域に指定された富士山周辺市町村（松田町は令和3年に加入。）、国及び火山専門家等が、富士山火山広域避難計画をはじめとする火山防災対策を共同で検討するとともに、住民等の火山に対する防災意識の啓発に取り組むことを目的として平成24年に設置されました。

平時から、該当構成機関がそれぞれ対策を実施し、相互に情報共有をし、必要な連携・調整を行い、緊急時の円滑な避難及び迅速な応急対策ができるよう努めています。

【平時の対応】

・広域的な防災対策等の検討

協議会構成機関は、広域的な火山防災対策について共同で検討を行います。また、本計画の基礎としている富士山ハザードマップや気象庁が噴火警戒レベルの見直しを行う際にも協議会で協議します。その他、火山防災訓練の実施や火山防災対策等の啓発、緊急時の協議会の体制の構築を整備します。

【火山活動等に異常が認められたときの対応】

・噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）のときの対応

富士山で体に揺れを感じる地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」、「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ伝達します。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会を開催するなどして、火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認します。

・噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））のときの対応

富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっています。協議会では、噴火警戒レベル1の場合において、「解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに、オンライン形式等による協議会の開催、構成機関の間で情報共有を行い、噴火等の異常事態に備えることとしています。

・噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを3へ引き上げた時は、速やかにオンライン形式等により協議会を開催し、火山専門家等の意見を参考に避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行います。噴火警戒レベルが4に引き上げられた後、政府現地災害対策室、非常災害現地対策本部等が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行します。

【噴火発生後の対応】

噴火発生後、政府の現地対策本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害対策合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに合意形成を図ります。

また、噴火規模や火口特定のため、関係機関から情報を集め構成機関に周知します。

【小康期の対応】

協議会は、火山活動が小康期となり、噴火警戒レベルが引き下げられた場合、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行います。

(2) 国の体制

【政府の体制】

・火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認められるとき、火山災害現地連絡室（火山災害現地連絡室長：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官）が設置されます。

・特定災害対策本部及び政府現地災害対策室の設置

噴火警戒レベルが4に引き上げられた以降において、災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、特定災害対策本部が設置されます（特定災害対策本部長：防災担当大臣）。

・緊急（非常）災害対策本部及び現地対策本部の設置

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に対処する体制を整備し、災害応急対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部の設置が検討されます。

・現地対策本部の設置

現地対策本部（現地対策本部長：原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官とし、必要に応じて大臣官房審議官（防災担当）又は防災担当参事官が代行する）が設置されます。設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とします。

【気象庁等の監視・観測体制】

・気象庁火山監視・警報センターの監視・観測体制

富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・警報センターにて、火山活動を24時間体制で監視・観測しています。

観測データの変化について公表する必要がある場合には、火山の状況に関する解説情報や火山活動解説資料を発表します。

また、生命に危険を及ぼす噴火現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、解説情報（臨時）、噴火警報（噴火警戒レベル）等を各県、市町村、関係機関及び住民等に対し周知します。

・富士山周辺における監視・観測体制

的確な防災対応の実施には、火山活動の状況の把握が前提となることから、富士山周辺の監視・観測体制を充実させるとともに、協議会構成機関に対して火山活動状況の迅速な提供

に努めます。

【国土交通省の活動体制】

防災業務計画等に基づき、以下の緊急的な対策等を実施する体制を整備します。

・土砂災害防止法に基づく緊急対策

噴火による大規模な降灰等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知が、迅速かつ効果的に実施できるように、地方公共団体等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めます。

・緊急減災対策

国土交通省は、県と連携して噴火に伴う土砂災害（融雪型火山泥流、降灰後土石流等）に対して、住民等の被害をできる限り軽減することにより、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施する体制を整備します。また、大規模な噴火に伴う土砂災害に対しては、広域避難を支援することも考慮します。

(3) 合同会議の開催

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が開催されます。

また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が開催されます。

・神奈川県体制

神奈川県では、噴火警戒レベルに応じて、次に示す配備体制をとります。

神奈川県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒レベル	神奈川県（本庁）	県西地域県政総合センター（出先機関）
レベル1 （解説情報（臨時））	—	—
レベル2 （引き下げ時）	・警戒体制（安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備）	・警戒体制（必要に応じ配備）
レベル3	・警戒体制（安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備）	・警戒体制（必要に応じ配備）
レベル4	・第2次応急体制（安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備）	・第2次応急体制（第2次応急要員配備）
レベル5	・第2次応急体制 （安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備）	・第2次応急体制（第2次応急要員配備）
噴火発生後	・災害対策本部設置 （県内に大規模な災害が発生した場合） 本部長：知事 副本部長：副知事 構成員：各局長、各委員会事務局 長、警察本部長、各県政 総合センター所長及び 総合防災センター所長	・現地災害対策本部設置 （災害の規模により、災害対策本部長が必要と認めた場合） 本部長：県政総合センター所長 副本部長：副所長 構成員：出先事務所長等

・町の体制

町は、噴火警戒レベルに応じて災害対策本部等を設置します。
 基本的には、噴火警戒レベル1～5では事前配備として情報収集や準備体制をとり、必要な防災対策を開始します。

住民の避難が始まる噴火発生後では災害対策本部等を設置し、住民の避難等に必要な対策の準備を開始します。

また、災害対策本部等を設置する庁舎が避難対象エリアに含まれているため、平時から庁舎が被災するなどの非常事態を想定して災害対策本部の移転場所を「(10) 役場の移転」に定めます。

町と県の非常配備基準

噴火警戒レベル	町役場	神奈川県（本庁）
レベル1 (解説情報（臨時）)	【なし】	—
レベル2 (引き下げ時)	【なし】 情報収集	・警戒体制
レベル3	事前配備 情報収集	・警戒体制
レベル4	事前配備 情報収集	・第2次応急体制
レベル5	事前配備 準備体制	・第2次応急体制
噴火発生後	1号配備 災害警戒本部 2号配備 災害対策本部（警戒体制） 3号配備 災害対策本部（非常体制）	・災害対策本部設置

※「地域防災計画第1編第3章3. 職員の動員」に記載

2 情報伝達

(1) 関係機関及び住民等への情報伝達

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要です。

気象庁は、次に示す情報（以下「噴火警報等」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供するとともに解説の実施に努めます。

本計画では、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、国、各県及び町は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行います。

気象庁が発表する富士山の火山活動の状況に応じた噴火警報等

噴火前	レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報 火山活動解説資料
	レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報(臨時)
	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺警報(レベル3、入山規制) 火山の状況に関する解説情報 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 降灰予報(定時)
	レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(レベル4、高齢者等避難) 火山の状況に関する解説情報 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 降灰予報(定時)
	レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(レベル5、避難) 火山の状況に関する解説情報 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 降灰予報(定時)
噴火後	レベル5(切替)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火速報 噴火警報(レベル5、避難) 噴火に関する火山観測報 火山の状況に関する解説情報 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 降灰予報(速報・詳細・定時)
火山活動の小康期	レベル5~1 随時引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報・噴火予報 火山の状況に関する解説情報 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 降灰予報(定時) ※レベル2以上の場合に発表

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必ずしもレベル3、4、5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。

※噴火速報は、以下の場合に発表される。

- ・ 噴火警報が発表されていない状態で噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている状態で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

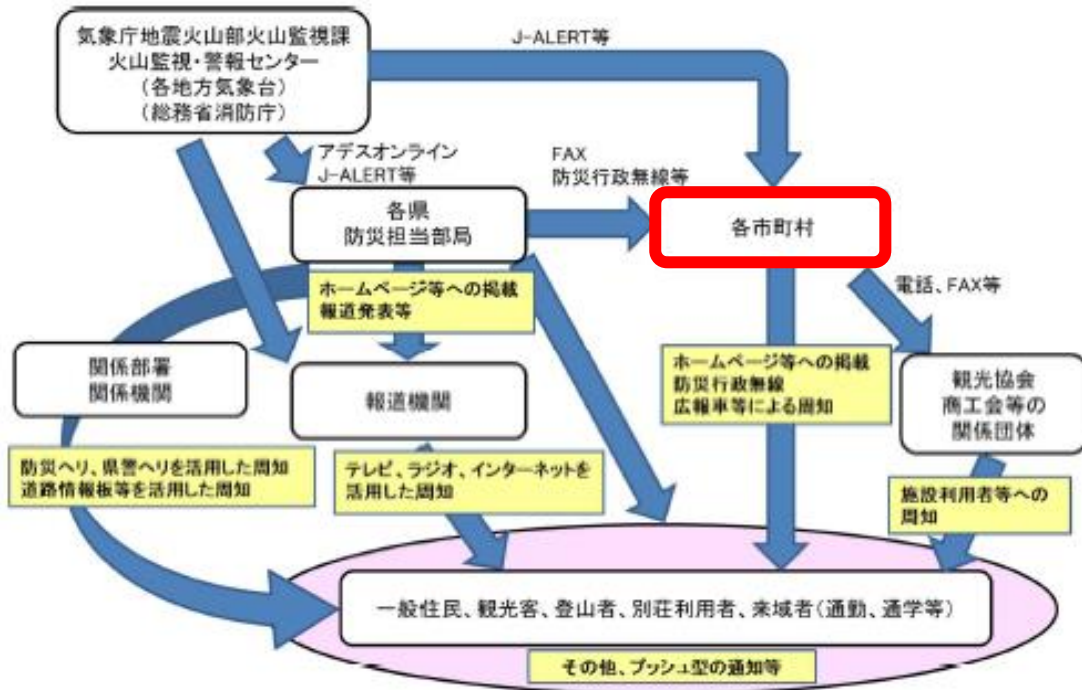
- ・ このほか社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※火山の状況に関する解説情報は、特にレベルの引き上げの可能性が高い場合には、情報名に（臨時）を付して発表する。

(2) 火山活動に関する情報伝達

【噴火警報等の情報伝達】

気象庁は、噴火警報等を発表したときは、各県の防災担当部局及び市町村に対し、J-ALERT等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行います。各県は、気象庁から受け取った情報を一斉FAX等により市町村に情報伝達し、町は、一般住民等に対して、防災行政無線等により伝達します。



【神奈川県における情報伝達】

神奈川県は、「地域防災計画第1編第3章4. 気象予報の伝達」に規定された情報伝達体制により情報伝達を行います

【国と県との情報伝達手段】

国と県との間には、通常の電話回線の他に次の情報伝達手段を有します。

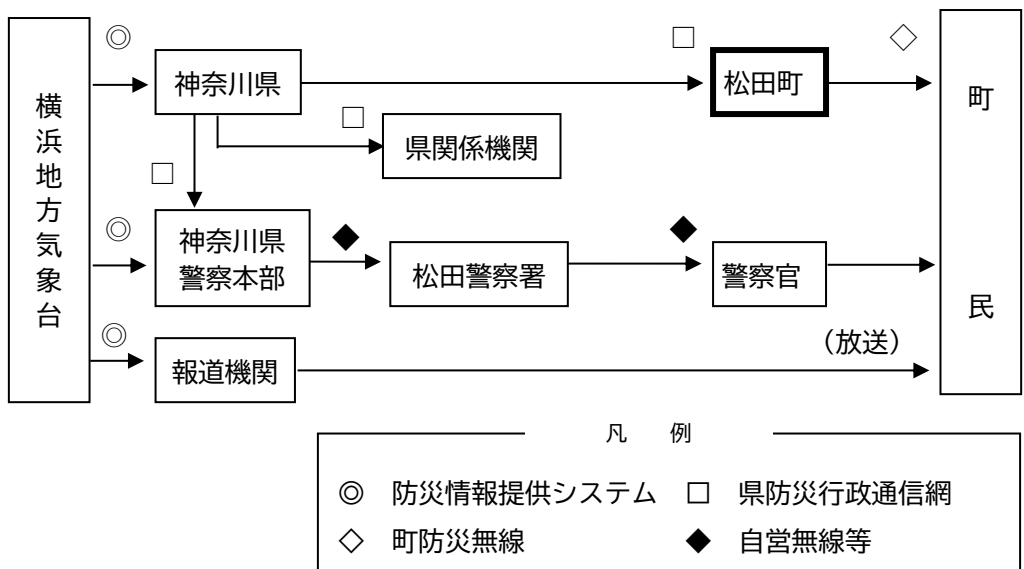
国と県との情報伝達手段

連絡手段	特徴
中央防災無線	内閣府、中央省庁等と都道府県を結ぶ無線通信網
国土交通省電話	国土交通省防災無線ネットワークにより、国土交通省や各地方整備局、都道府県を結ぶ電話
消防防災無線	消防庁と都道府県の防災担当部門を結ぶ無線通信網 [地上系] 電話及びFAXによる相互通信と消防庁からの一斉通報に利用 [衛星通信系] 個別通信、一斉通報や被災地への優先的回線割当てが可能

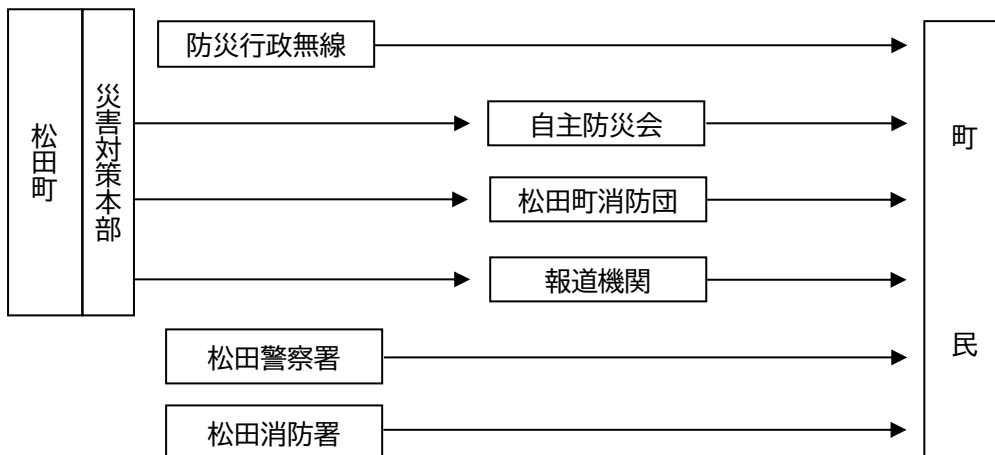
【町における情報伝達】

町は、噴火警報等や避難指示を、一般住民等に対し速やかに情報伝達する必要があります。この場合において、情報伝達に漏れのないよう警察や消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報を行います。また、円滑に情報伝達ができるよう、平時から情報伝達体制を構築します。

情報伝達の流れ



町内の情報伝達



【情報伝達手段の多重化】

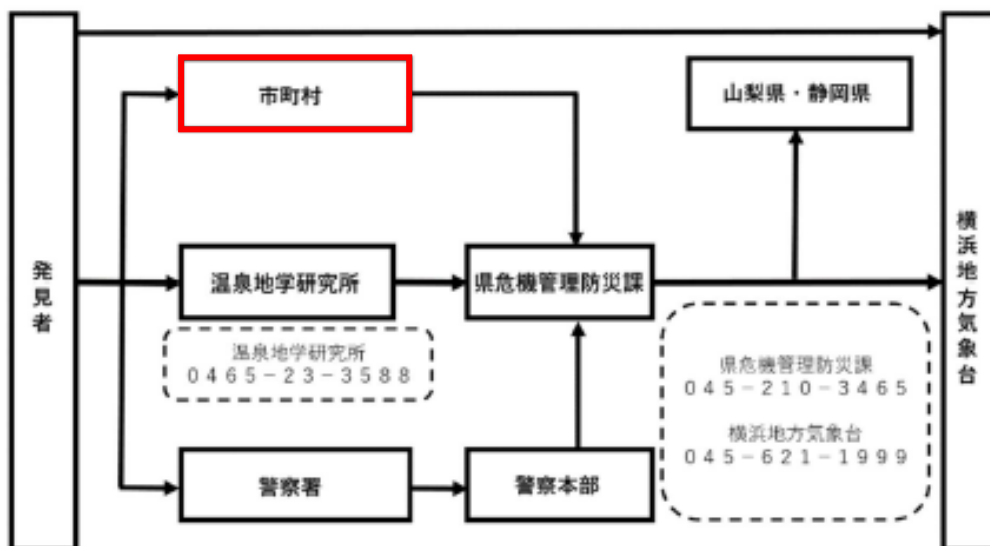
火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、各県、町及び関係機関は、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努めます。

【異常現象の通報体制】

住民等から通報を受けた機関は、次の情報伝達システムにより各県（防災担当部局）へ情報伝達します。各県は、通報内容を速やかに地元気象台及び協議会の会長県へ情報伝達します。会長県は、必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達します。

関係機関及び住民等への情報伝達

【神奈川県】

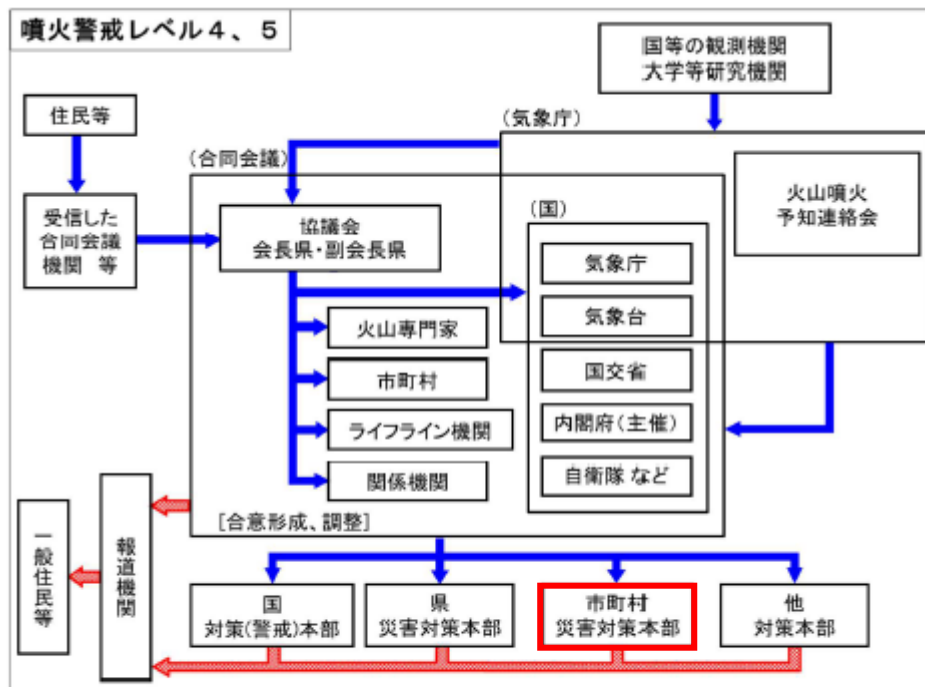
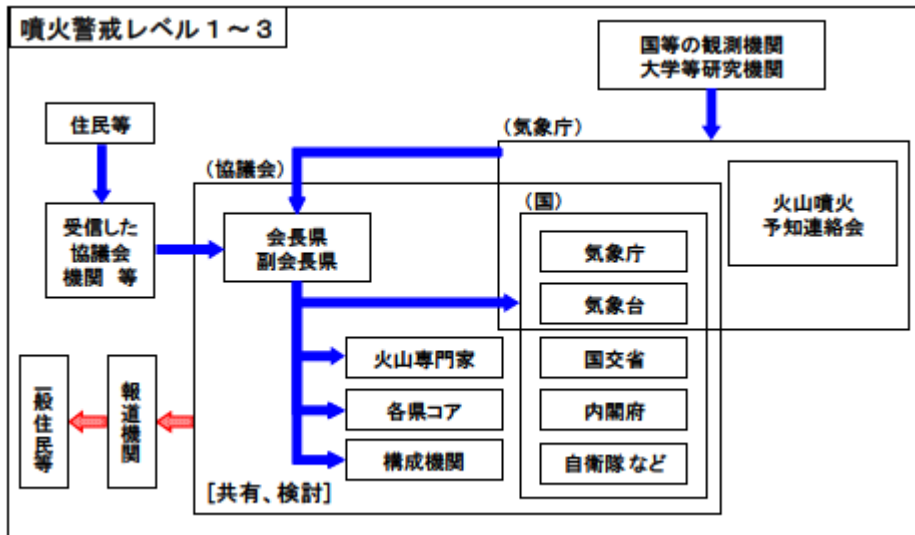


(3) 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信します。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告します。

噴火警戒レベル4、5の段階において合同会議が開催されたときは、合意形成又は調整した内容を自機関の対策本部等に情報伝達して、その後の対応に当たります。



(4) 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

【一般住民への情報伝達】

・基本的な考え方

住民の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民への速やかな情報伝達や広報は重要です。

また、適切な情報伝達は、住民の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がります。住民が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及びますが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、国、各県、町及び関係機関は、状況に応じて的確に情報伝達や広報を行います。

・各機関の対応

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項（1 / 4）

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
避難実施市町村	・ 防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・ 町内会等との情報伝達体制の構築 ・ 関係機関との情報伝達体制の構築 ・ 避難対象エリアの住民への周知
県	・ 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・ 避難基本計画の周知
国	・ 火山防災情報の共有化システムの構築 ・ 国内外への情報発信体制の構築
県・避難実施市町村	・ 教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項（2 / 4）

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・五合目から上の登山者に対して登山規制 ・市町村内全域への広報 ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「解説情報（臨時）」等の避難実施市町村への伝達 ・報道機関への情報提供 ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への情報伝達 ・必要に応じ、住民への広報 ・問い合わせ窓口の設置の検討
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難準備） ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・別荘地への管理会社を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知 ・道路及び登山道の通行止めの周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供（記者会見等）

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項（3 / 4）

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難） ・（避難行動要支援者の避難を開始する地域）一般住民に対し、自家用車の使用を控える呼びかけ ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次避難対象エリア内に情報伝達（一般住民避難準備） ・第1次、第2次避難対象エリア内に情報伝達（安否確認） ・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難・安否確認） ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項（4 / 4）

実施主体	実施内容
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じ、第3次～第6次避難対象エリア内に情報伝達（避難・避難準備） ・避難指示を発令した地域の安否確認 ・状況に応じ、避難指示の発令（又は解除） ・防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報（避難が必要な範囲の周知） ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・報道機関を通じた住民の避難情報、施設復旧情報等の情報提供

【避難行動要支援者への情報伝達】

・基本的な考え方

避難行動要支援者は、一般住民より早い段階において避難するため、早めの情報伝達が必要となります。独り暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことが想定されることから、町は、防災行政無線や広報車による広報のほか避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法、携帯端末等の活用など複数の手段により情報伝達を行います。

【観光客への情報伝達】

・基本的な考え方

観光客は、特定の観光施設に限らず広範囲に存在して情報が確実に伝わりにくい対象であり、そのため、町は、防災行政無線や広報車の情報伝達等により、入山規制の実施や早期下山を呼びかけます。

(4) 情報伝達例文及び広報手段

【避難情報等の情報伝達例文】

町は、避難指示を発令する場合は、次に示す例文を参考にして防災行政無線等による情報伝達を行います。

避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
登山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山五合目から上の登山者に対する下山指示についてお知らせします。 ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって五合目から上に滞在する方に対して下山指示を実施します。（しました。） ・登山者及び入山者は直ちに退去してください。
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・富士山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火に関する避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。 ・富士山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備・高齢者等避難開始を発表します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。 ・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。
避難指示	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。
警戒区域の設定	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 ・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区にいる方は直ちに退去してください。
緊急安全確保	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山で噴火が発生しました ・直ちに安全な場所へ避難してください。

【各段階における情報伝達・広報項目】

町が、各段階において一般住民等に対し情報伝達・広報を行う項目例を次に示します。

各段階における情報伝達・広報項目例

実施時期	分類	項目例
噴火警戒レベル1（活火山であることを留意）	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること 等
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	火山活動の現状	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況 等
噴火警戒レベル3	入山規制	火山活動の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始（避難指示） 等
噴火警戒レベル4、5噴火直後	避難指示、緊急安全確保	避難指示／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難指示の解除の見通し 等
噴火状況判明後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	噴火現象の推移／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒レベルの引き下げ時	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し 等

【情報伝達・広報手段】

国、県及び町は、次に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行います。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用します。火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ホームページ等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図ります。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知します。

住民等への情報伝達・広報手段（例）

媒体等	主に扱う行政機関			特長
	国	県	町	
防災行政無線			○	無線子局スピーカーから避難指示を音声で広域に情報発信することが可能
広報車		○	○	きめ細かな情報発信が可能
ヘリコプター（防災、警察等）		○		登山者へ迅速に情報提供が可能
緊急速報メール（エリアメール等）		○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能
市町村メール配信サービス			○	登録者に対しメールによる情報発信が可能
電話、FAX、戸別訪問（直接連絡）			○	市町村、町内会等による高齢独居世帯への直接の情報発信が可能
Webサイト、携帯サイト（ホームページ）	○	○	○	国内外へ広く広報することが可能
SNS（Facebook、ツイッター等）		○	○	特定の人（登録者）への広報が可能
Lアラート（公共情報コモンズ）		○	○	地上デジタル放送のデータ放送を使い文字情報による広報が可能
道路情報表示板	○	○		不特定多数の者への広報が可能
報道機関を通じて				
新聞	○	○	○	即時性はないが正確かつ詳細な情報の広報が可能
テレビ	○	○	○	映像による全県下（又は全国）への広報が可能
Webニュースサイト	○	○	○	即時性が高く、国内外へ発信が可能
ラジオ	○	○	○	音声による全県下（又は全国）への広報が可能
コミュニティーFM		○	○	特定の地域に密着した音声による広報が可能

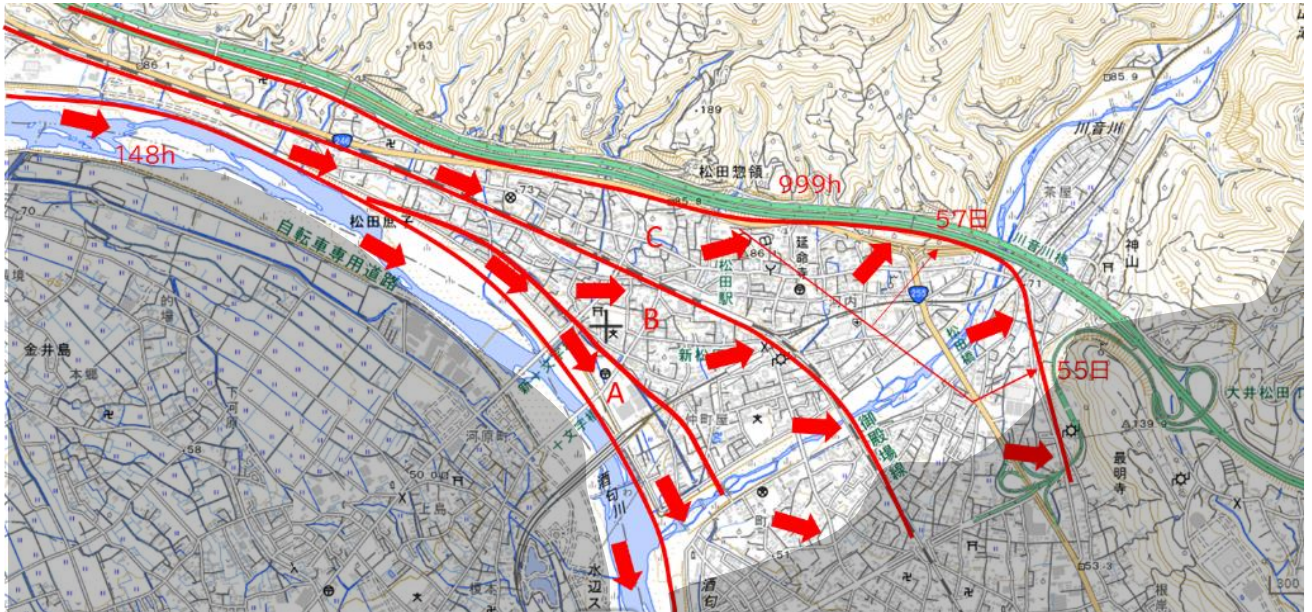
3 町の溶岩流下予想及び警戒区域の設定

町に流下する溶岩流の到達場所及び時期と行動を示した一例です。

※前提として避難行動の際、降灰による移動の制限はないものとします。

(1) 溶岩流下シミュレーション

- ・当初は、酒匂川沿いに流下。
- ・事後、57日間をかけて東名高速道路の線まで溶岩流が徐々に拡大していく。



740h

区域	到達時間	地域	対象人員等
Aエリア	流下後 5～7日	洪水ハザードマップ(酒匂川の 浸水地域)とほぼ同じ	約1500人 城山、中里、かなん沢、宮前、沢尻、町屋の西側など酒匂 川沿いの居住地域
Bエリア	7～20日	J R御殿場線の南側	約3500人 城山、中里、かなん沢、宮前、沢尻、谷津、中沢、新松田、 仲町屋、町屋などJ R線南側の居住地域
Cエリア	20～35日	東名高速道路～県72号の線 の南側	約1500人 谷戸、仲町、中央、河内、中丸、店屋場、神山南側など東 名高速道路南側の住居地域

(2) 溶岩流下タイムライン

時間	噴火予報	エリア	内容
	レベル1		データ上の変化で特に動きはない
	レベル2		噴火に対する発表はなし、国は情報収集体制
	レベル3	第1次 第2次	自家用車避難、観光客の入山規制、国の警戒対策本部設置（災害対策本部） ※富士山近隣市町村は避難準備
H-4時間	レベル4	第2次	自家用車避難、松田町情報収集機関配置
H-2時間	レベル4	第2次	松田町災害対策本部設置、避難所開設、要支援者名簿確認、同移動手手段の確保、情報伝達方法の確認、応急対策要領の確認
H時間	レベル4	第2次	富士山噴火発生
3時間以内	レベル5	第3次	徒歩避難又は自家用車
24時間以内	レベル5	第4次	徒歩避難又は自家用車
流下後1～5日		第5次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上及び噴火口情報、溶岩流下方向の確認 ・ 監視体制の配置（ハープ館等） ・ 要配慮者の広域避難開始（1日200名規模） ・ 次のように避難エリア（警戒区域）を設置 Aエリア（洪水ハザードマップ（酒匂川の浸水地域）とほぼ同じ） Bエリア（JR御殿場線） Cエリア（東名高速道路～県72号の線）
流下後5～7日		第6次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各エリア監視体制の確立、避難準備を指示 ・ 近隣自治体へ広域避難の開始（1日400名規模） ・ 監視要員は、溶岩先端の位置を逐次報告 庶子流下確認 Aエリア1500人避難
流下後7～20日			新松田駅流下確認 Bエリア3500人避難
流下後20～35日			JR線流下確認 Cエリア2000人避難 町役場災害対策本部移転、神山地区へ
流下後57日			溶岩流の拡大は終了し、流下が止まる
【補足事項】 ■広域避難指示の区分は、地域区分のほか、配慮者、自治会など人員区分ごと避難指示を検討します。 ■移動手手段は、自家用車及び借上げバスを基本とします。 借り上げバス使用時は、集合場所を示します。自家用車の場合は、経路と避難所を示します。 ■寄及び神山（高速より北）避難所及び住民の空き部屋などの協力を要請します。 ■降灰がない又は少ない場合、民間施設ゴルフ場の使用（車両避難・仮設テント避難等）を検討します。			

(3) 警戒区域の設定、広域避難路の指定及び確保

町は、噴火が発生、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第63条第1項により警戒区域を設定し、避難を指示します。

災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じます。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努めます。

町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行います。また、警察は警戒区域内の治安維持に努めます。

ア 警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、町長が設定します。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討します。

イ 広域避難路の指定及び確保

協議会は、広域避難が必要となった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定します。避難実施市町村は、協定等に基づく市町村外への避難に備え、広域避難ルートを検討の上、予め避難路としての指定を検討します。

神奈川県 <small>の</small> 広域避難路		
路線名	・区間 始点	・終点 市町村名
県西地域		
東名高速道路	山北町	秦野市・中井町（秦野中井IC）
国道246号	山北町	秦野市
国道255号	松田町	小田原市
（主）県道74号（小田原山北）	山北町	小田原市

4 避難

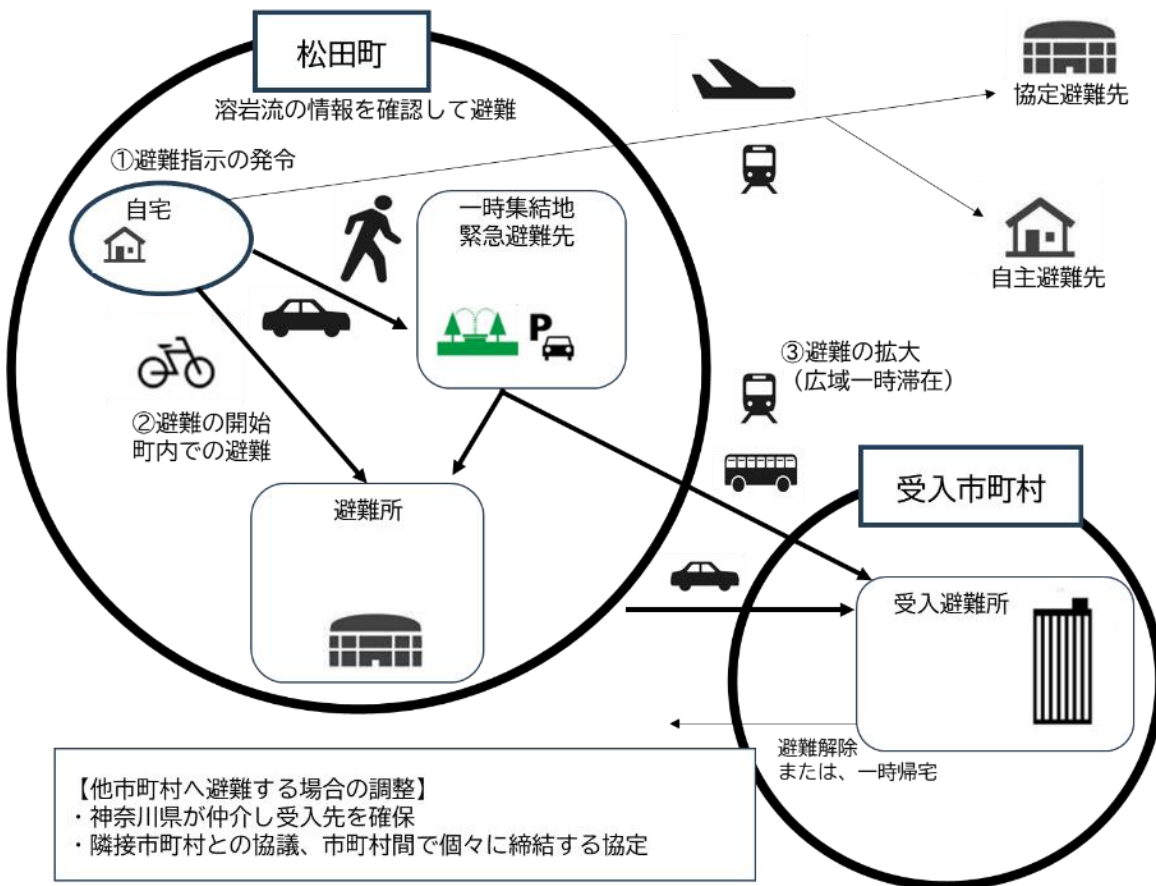
(1) 避難者の受入に係る基本事項

溶岩流からの避難は、町での避難を基本とし、状況によっては他市町村外への広域一時滞へ避難の拡大をします。

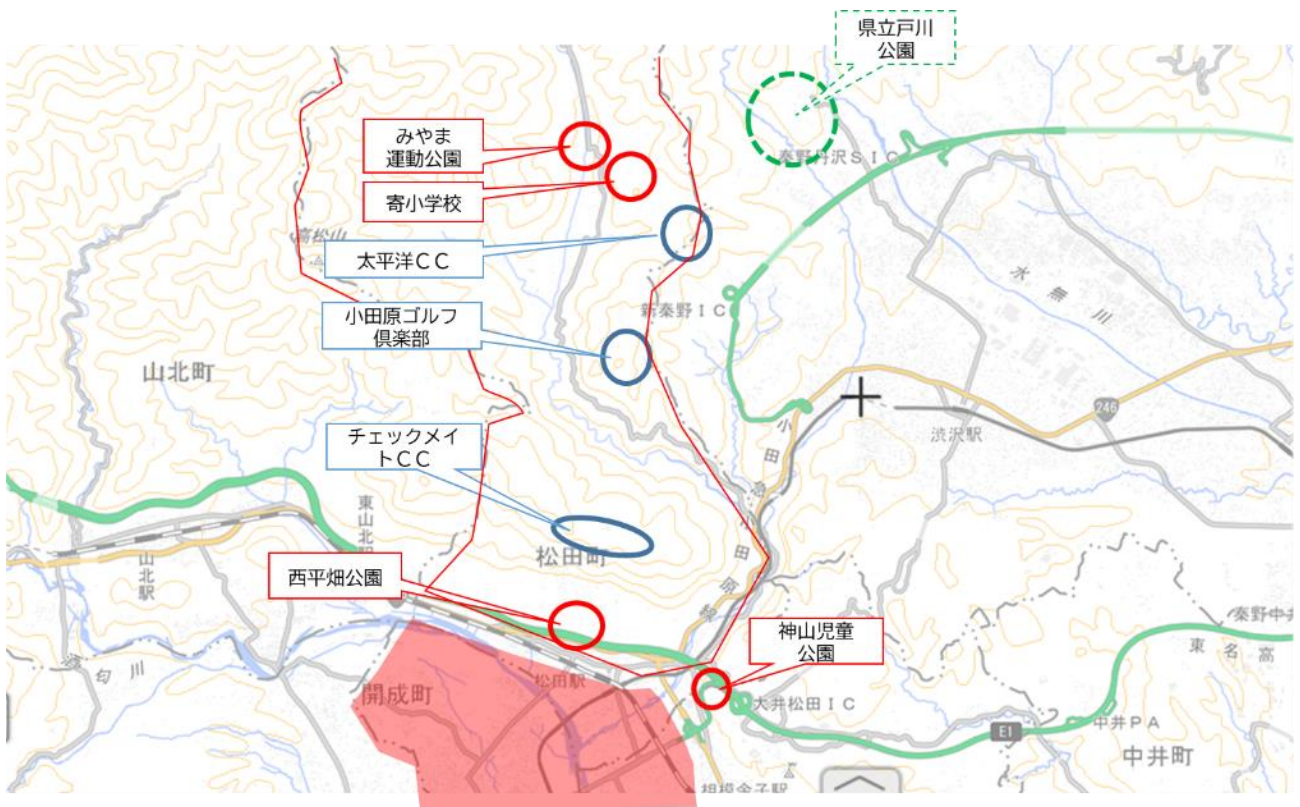
溶岩流等からの避難は、自家用車及び徒歩等による避難を基本とし、一般住民は、避難所（場所）等へ移動し、必要に応じて町が手配する車両により更なる移動を行うことを基本とします。

なお、他市町村外への避難は、神奈川県内の他市町村で受け入れることを基本としますが、受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所（以下「受入避難所」という。）の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県への避難が必要となった場合には、神奈川県は広域避難者の受入れを要請します。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請します。

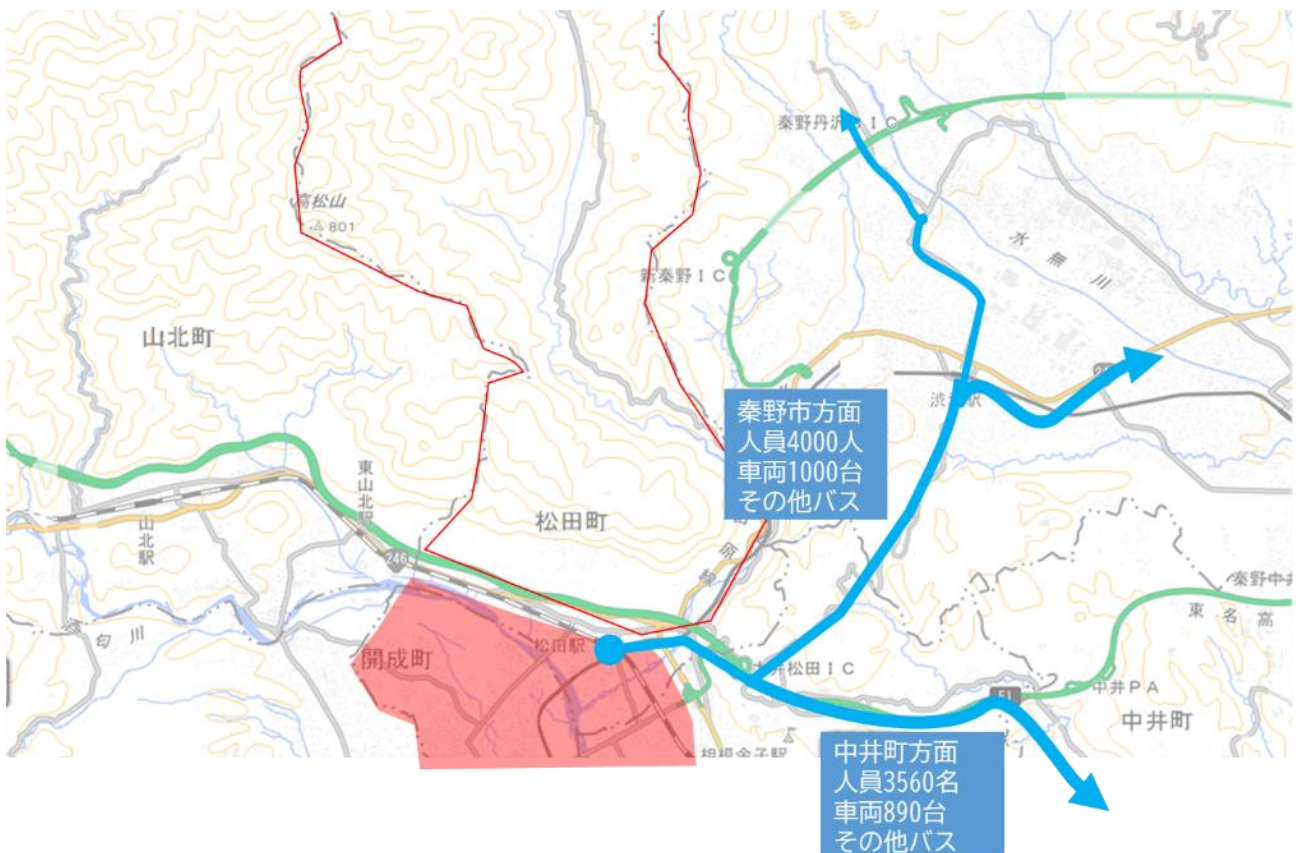
【広域避難の受入調整フロー】



【一時集結地及び緊急避難先のイメージ】



【広域避難のイメージ】



(2) 受入調整の手順

広域避難を実施するに至った場合の具体的な広域避難者の受入調整の手順を次に示します。
 なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施します。

【広域避難者の受入調整の実施手順】

実施時期	実施手順
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町村の受入避難所収容可能数を把握 ・避難実施市町村は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結 ・県及び避難実施市町村は、平時から、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村は、隣接市町村等と必要な協議 ・(要請等に応じ) 県は、受入市町村に対し、受入避難所と収容可能数の状況を照会 ・県は、避難実施市町村と受入市町村からの回答により受入市町村を調整
広域避難の準備 (噴火警戒レベル3以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・(要請等があった場合) 県は、避難実施市町村に調整結果を回答 ・避難実施市町村は、受入市町村(支援本部等)に職員を派遣 ・避難実施市町村及び受入市町村は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。県は、必要に応じて支援のための職員を派遣 ・受入市町村は、必要に応じて受入避難所の開設準備を実施
避難指示の発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村は、住民に対し避難指示の発令に併せて、受入市町村及び一時集結地を指示
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・受入市町村は、受入避難所を開設 ・広域避難者は、避難を開始
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難者は、一時集結地に一旦集合 ・避難実施市町村は、一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施 ・受入市町村は、避難実施市町村と連携して広域避難者の受入避難所を決定し、広域避難者に指示
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始 ・受入市町村は、受入避難所で広域避難者の受入れを実施

(3) 広域避難者の受入先

広域避難（災害対策基本法第61条の4第3項の規定による滞在及び同法第86条の8第1項に規定する一時的な滞在をいう。）の受入調整については、神奈川県内の市町村への避難を基本とするが、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、県外への避難が必要な場合には、他県への避難を行います。

なお、降灰にあっては影響範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めずに必要に応じて、各県や合同会議において調整します。

(4) 融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流からの避難

融雪型火山泥流、降灰・小さな噴石、降灰後土石流の避難方法については、原則として、融雪型火山泥流にあっては高所・高台や近隣の堅牢な建物に、降灰・小さな噴石にあっては降灰に耐える近隣の堅牢な建物に、降灰後土石流にあっては通常の土砂災害に対して指定された避難場所に、それぞれ避難します。

①融雪型火山泥流の事前の避難が必要な区域とされているエリアは松田町に該当しません。

②大量の降灰などにより住民に危険が及ぶ恐れがある場合は、町の判断により避難実施市町村外へ広域避難することがあります。その場合は、溶岩流等の広域避難者の受入れに係る基本的な考え方を準用します。

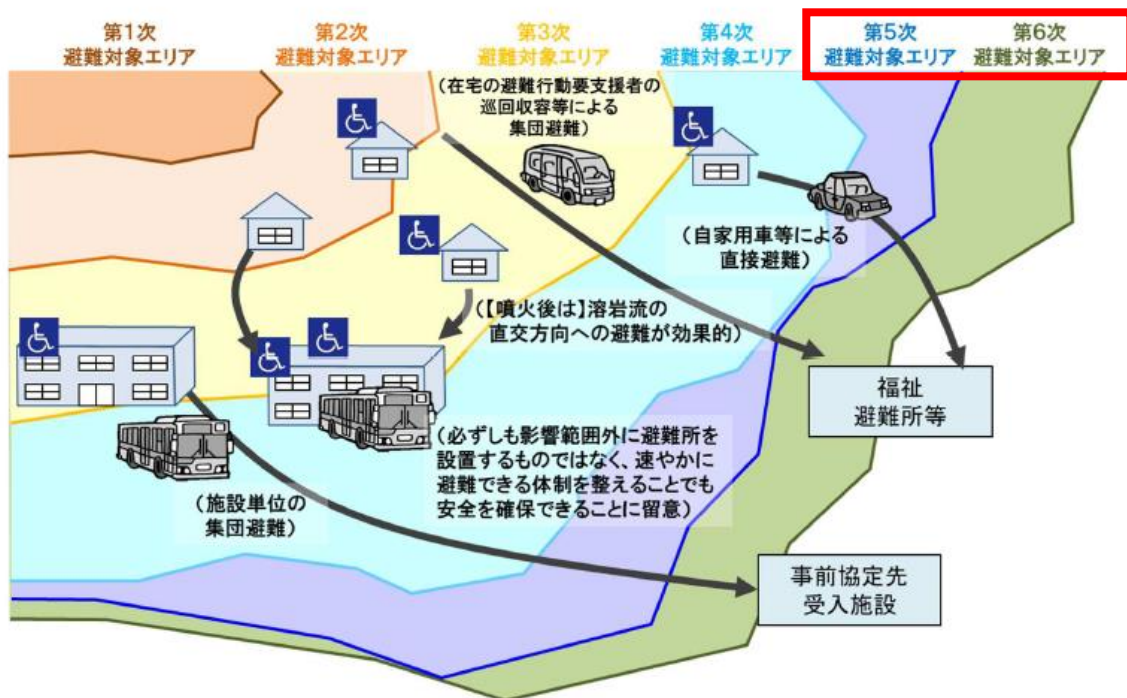
③火山活動により大規模な地形変化が生じると通常の土砂災害に対して指定された避難場所に危険が及ぶ可能性も否定できないため、このような場合に避難指示を発する際、町は、最新の情報を確認します。

5 避難行動要支援者等の避難

溶岩流等の噴火現象（降灰を除く。）からの避難では、各現象の到達前に影響範囲から立ち退く必要がありますが、入院患者等の移動は大きな負担となる場合もあり、医療関係者の慎重な判断を要します。

避難行動要支援者の避難開始基準は、在宅の避難行動要支援者の例を示したものであり、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが**予想**されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討します。

避難確保計画の作成については医療機関や社会福祉施設の施設管理者が、避難確保計画を作成するにあたっては、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（令和4年3月内閣府（防災担当）」）を参考とするとともに、町の地域防災計画との整合を図る必要があります。



6 役場の移転

松田町役場は、富士山の溶岩流が流下した場合、35日目以降に溶岩流が達する可能性があります。流下の影響を受けない地域へ役場を移転します。※3 町の流下予想参照

時期は、Cエリア到達期には、移転を開始する必要があります。

移転先の候補地は、町民が広域避難する起点となる神山地区の松田幼稚園や神山ふれあい広場などを検討しています。

運用に関して当初は、幼稚園の施設を活用するとともに、テントやトレーラーハウス、プレハブを展開し、庁舎機能を発揮させます。

この際、役場は災害対策本部等を設置し、指示命令を出す拠点であり、他の関係団体の活動拠点にもなることから、非常時における水や電気、通信設備の確保など、災害時の機能発揮を見据えた検討を、今後具体化していきます。

7 降灰時の対応

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲と堆積深は、H26年度の「富士山ハザードマップ」と変化はありません。降灰は、風向きにより影響範囲が大きく変化します。

噴火開始前に噴火規模や噴火形態を把握することはできないため、大規模な降灰の有無、影響範囲、降灰量の予測はできません。

よって、特に大規模な降灰が予想される地域では噴煙柱が立ち上った直後に、近隣の堅牢な建物に必要な荷物を持って避難する、または帰宅し自宅内での屋内退避へ移行するといった対応となります。

また、降灰中に屋外に出ることは危険であるため、緊急の場合を除き、屋内で安全を確保することが重要です。緊急の場合とは、家屋倒壊の危険、近隣での火災の発生、溶岩流の流下範囲、降灰後土石流の影響範囲となる場合などが上げられます。

このような場合、状況によっては、住民一人一人の判断で、立ち退き避難を行う必要があります。屋外へ出る場合は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用し身を守りながら徒歩で避難します。噴火終息までは降灰により視界が遮られるため、自動車での避難は危険であり、スタックなど走行不能になるおそれがあるため、その後の避難や応急対策に大きな影響を及ぼす可能性があることから自動車での避難は、控えなければなりません。

降灰地域のエリア設定

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積厚 2 cm 以上）
避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受け判断します。
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30 cm 未満と想定される範囲

※このほか、溶岩流の流下が見込まれる地域では立ち退き避難を実施。

（2）避難開始基準

降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立ち退く必要は低いですが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるため、噴火開始直後に屋内退避準備とし、大規模な降灰が確認された地域では速やかに自宅又は堅牢な建物での屋内退避とします。

（3）避難先

避難先は、原則として、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物とします。このため、基本的には町内での避難となり、町外への広域的な避難は想定していません。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となる場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難する可能性もあります。この場合は降灰の状況、避難路の確保、停電や断水の状況など様々な要件を総合的に判断し避難先を決定します。

降灰堆積厚が 30 cm 未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とします。

また、大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動し、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれます。このため、道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を待つことが効果的と考えられます。

大規模降灰時、町は、緊急輸送道路に近い施設を優先的に避難所や物資集積拠点とし、自宅内での屋内退避が可能な場合、必要に応じて避難者自身が、この物資集積拠点まで徒歩で移動し、物資を調達することを **計画** します。

なお、住民が屋内退避を行うにあたり必要な物資の一例は次のとおりです。

降灰時の屋内退避に備え必要となる物の一例：1週間を推奨		
<ul style="list-style-type: none"> ・食料 ・飲料水（1人1日3ℓ） ・ヘルメット ・ゴーグル 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・手袋、軍手 ・燃料、ライター（マッチ） ・洗面用具、ウェットティッシュ 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ、簡易トイレ ・医薬品（常備薬）など

8 おわりに

・今後も検討が必要

本計画は、今後検討すべき事項が多くあります。避難者の受入先の具体的な確保方法は、町や周辺自治体のみではなく、県や国と調整が不可欠です。

また、近代都市において、大規模降灰の事例が少なく木造建築物に及ぼす影響や交通網に対する影響、噴火後の堆積物（火山灰や流下物など）の除去方法など、課題が山積していますが、協議会や関係機関、県や自治体と協力して検討を進めてまいります。

・自ら避難行動のシミュレーション

富士山ハザードマップでは過去の噴火データや地理的な情報から、どの範囲にどんな危険があるか示されていますので、事前に確認しておきましょう。

また、町などの情報を事前に確認し、避難指示が出たときに、どのように行動すればよいか、家族で共有し確認しておくことも大切です。

・災害情報をいつでも手に入れられる状態に

×（エックス）などのSNSは、災害時の情報収集に役立てることができます。

政府や町や各行政機関の公式アカウントは、事前にフォローしておきましょう。

また、通信各社が用意している、災害用伝言掲示板や災害伝言ダイヤルなどのサービスは、事前に使い方を確認しておくといざという場面でも安心です。

・最後に

沈黙を続ける富士山ですが、300年前に宝永大噴火がありました。その49日前に日本史上最大級の地震である宝永大地震が発生しています。この地震は、南海トラフを震源にした地震と考えられています。

そして、現在、南海トラフ地震の発生が今後30年で70～80%の確率と言われていきます。また、富士山の噴火と連動する可能性もゼロではありません。

いざと言う時のために、物と心の準備をしておきましょう。

出典・引用：

富士山ハザードマップ（改訂版）：富士山火山対策協議会

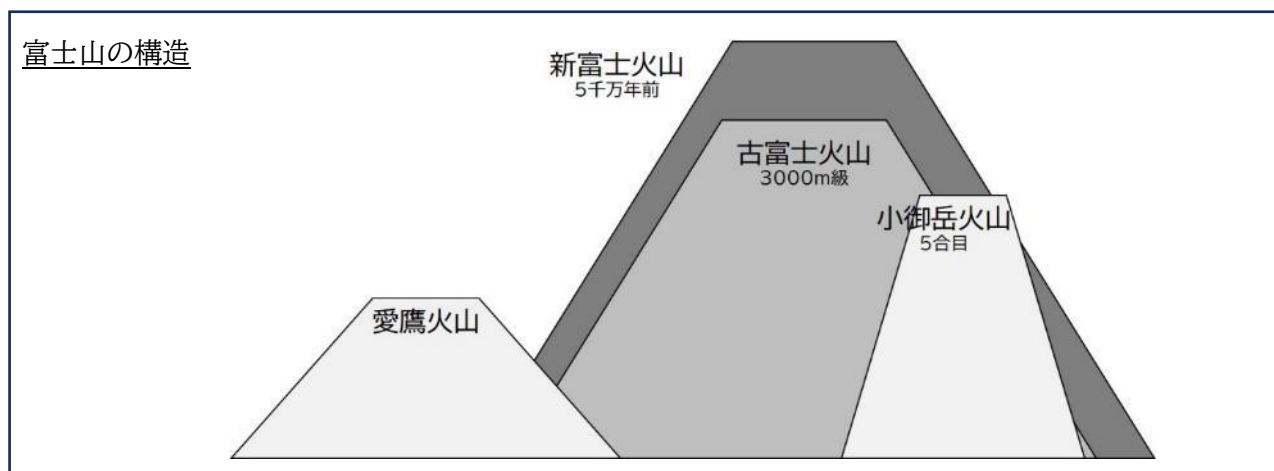
富士山火山広域避難基本計画：富士山火山対策協議会

神奈川県富士山火山ガイドライン：神奈川県

上記計画等説明及び会議資料より抜粋

参考 富士山火山の歴史

富士山は、日本一高く美しい山で、日本を象徴する山です。しかし、日本一の高さ、末広がり美しい姿は、富士山が過去に何度も噴火し、溶岩などの火山噴出物が何重にも重なってできたものです。



1 日本の活火山について

気象庁の火山噴火予知連絡会は、過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山を活火山と定義し、国内で111の活火山を指定しています。また、活火山は、過去100年間に収集された観測データや過去1万年間に起きた規模の大きい噴火履歴を地層から判断するなどして、活動度をAからCまでの3ランクに分類されています。

富士山は、この111の火山のひとつであり、過去の活動度による活火山の分類ではBにランクされています。

2 小御岳火山（約70万年前～20万年前）

富士山の周辺一帯は数百万年前から火山活動が活発であったことが知られています。その中で約70万年前、現在の富士山の位置に小御岳火山が活動を始めました。その頃は南東にある愛鷹山の活動も活発で、ふたつの大きな活火山が並んでいました。現在、この火山の頭部が富士山北斜面5合目（標高2300m）の小御岳付近に出ています。

3 古富士火山（約10万年前～）

小御岳火山がしばらく休止した後、約10万年前から富士山は新たな活動時期に入りました。この時期を古富士火山といいます。古富士火山は爆発的な噴火が特徴で、大量のスコリア、火山灰や溶岩を噴出し、標高3000mに達する大きな山体を形成していきました。古富士火山の山体は宝永山周辺など富士山中腹に確認することができます。

4 氷河期と泥流

富士山周辺の調査では、古富士火山の時代には火山泥流が頻発したことが判明しています。当時は氷河期で、もっとも寒冷化した時期には、富士山における雪線（夏季にも雪が消えない地帯の境界）は標高2500m付近にあり、それより高所には万年雪または氷河が存在したと推定されています。山頂周辺の噴火による火山噴出物が雪や氷を溶かして大量の泥流を発生させたと推定されています。

5 溶岩主体に移行

約11000年前になると、富士山の噴火の形態が大きく変わり、その後、約2000年間は断続的に大量の溶岩を流出させました。富士山の溶岩は玄武岩質で流動性が良く遠くまで流れる傾向があります。この時期に噴火した溶岩は最大40kmも流れており、南側に流下した溶岩は駿河湾に達しています。

6 新富士火山（約5千年前～）

富士山は、古富士火山の溶岩流のあと約4000年間平穏でしたが、約5000年前から新しい活動時期に入りました。現在に至るこの火山活動を新富士火山と呼んでいます。新富士火山の噴火では、溶岩流、火砕流、スコリア、火山灰、山体崩壊、側火山の噴火などの諸現象が発生しており、噴火のデパートと呼ばれています。また、新富士火山の火山灰は黒色であることが多く、新富士火山の噴火は、地層的にも新しく、また、8世紀以後には日本の古文書に富士山の活動が多く記載されています。

7 3000年前の爆発的噴火

縄文時代後期に4回の爆発的噴火が起きました。これらは仙石スコリア、大沢スコリア、大室スコリア、砂沢スコリアとして知られています。富士山周辺は、通常、西風が吹いており噴出物は東側に多く積もりますが、大沢スコリアのみは、東風に乗って浜松付近まで飛んでいます。※スコリアとは、鉄分の多い黒っぽいマグマが発泡しながら固まったもの

8 御殿場泥流

約2300年前、富士山の東斜面で大規模な山体崩壊が発生し、泥流が御殿場市から東へは足柄平野へ、南へは三島市を通過して駿河湾へ流下しました。これは御殿場泥流と呼ばれており、この泥流が堆積した範囲は現在の三島市の広い地域に相当します。山体崩壊が発生した原因は、現在のところ特定されていませんが、崩壊当時、顕著な噴火活動が見られないこともあって、富士川河口断層帯ないし国府津松田断層帯を震源とする大規模な地震によるのではないかという説があります。

9 延暦大噴火（800年）

「日本紀略」の記事によりますと、800年（延暦19年）、旧暦3月14日から4月18日にかけて大規模な噴火が起こったとされます。また、2年後の802年（延暦21年）1月8日にも噴火の記録があります。これに伴って相模国足柄路が一次閉鎖され、5月19日から翌年の1年間は、箱根路が代わりに用いられることになりました。

10 貞観大噴火（864～866年）

864年（貞観6年）富士山の北西斜面（現在の長尾山）から大量の溶岩を流す噴火が起きました。流れ出た溶岩の一部は当時あった大きな湖を埋めて西湖と精進湖に分断し、大部分は斜面を幅広く流れました。これは青木ヶ原溶岩と呼ばれ、現在は樹海が広がっています。

11 宝永大噴火（1707年）

1707年（宝永4年）大量のスコリアと火山灰を噴出した宝永大噴火が起きました。この噴火は日本最大級の地震である宝永地震の49日後に始まり、江戸市中まで大量の火山灰を降下させるなどが特徴でした。噴火の1～2か月前から山中のみで有感となる地震活動が発生し、十数日前から地震活動が活発化、前日には山麓でも有感となる地震が増加しました（最大規模はM5程度）。12月16日朝に南東山腹（今の宝永山）で大爆発を起こし、黒煙、噴石、降灰があり、激しい火山雷があったとのこと。また、その日のうちに江戸にも多

量の降灰があり、川崎で5 cm積もっています。噴火は月末まで断続的に起きましたが、次第に弱まっていきました。山麓で家屋や耕地に大きな被害があり、噴火後は、洪水等の土砂災害が継続しました。

1 2 山頂周辺での噴気活動（江戸時代晩期～昭和中期）

宝永の大噴火後、富士山では大規模な火山活動はありませんでしたが、江戸時代晩期から、昭和中期にかけて、山頂火口南東縁の荒巻と呼ばれる場所を中心に噴気活動がありました。この活動は1854年の安政東海地震をきっかけに始まったと言われており、明治、大正、昭和中期に掛けての期間、荒巻を中心とした一帯で明白な噴気活動が存在したことが、測候所の記録や登山客の証言として残されています。この噴気活動は明治中期から大正にかけて、荒巻を中心に場所を変えつつ活発に活動していたとされています。活動は昭和に入って低下し始めましたが、1957年の気象庁の調査においても50度の温度を記録していました。その後1960年代には活動は終息し、現在、山頂付近には噴気活動は認められていません。

1 3 山頂で有感地震（1987年8月20日～27日）

富士山で一時的に火山性地震が活発化し、山頂で有感地震を4回記録しました。（最大震度3）やや深部での低周波地震の多発（2000年10月～12月及び2001年4月～5月）富士山のやや深部で、低周波地震が一時的に多発しました。

セ 古文書などでの富士山の噴火記録

古記録によれば新富士火山の噴火は781年以後17回記録されています。噴火は平安時代に多く、800年から1083年までの間に12回の噴火記録があります。また噴火の合間には平穏な期間が数百年続くこともあり、例えば1083年から1511年までは400年以上も噴火の記録がありません。また、1707年の宝永大噴火以降現在まで、約300年間、平穏な状態が続いています。

参考2 緊急時準備物リストの一例

【身に着けるもの】
浮遊粉塵用セーフティゴーグル、防塵マスク、防災用たためるヘルメットなど
【持ち出すもの：持出し用撥水リュック×2個の入れ組品は次のとおり】
ボールペン×1個、手回し式FMラジオ統裁LEDライト×1個、フラッシュライトLEDランタン×1個、軽帯電話対応電池交換式充電器×1個、単三電池4本×1個、冷熱遮断アルミシート×2個、簡易寝袋×2個、レスキューシート×2個、エマージェンシーセット(軍手 ロープ ホイッスル)×2個、反射板たすき×2個、アルミポンチョ×2個、スモークシャットアウト×2個、給水バッグ×2個、給水タンク×1個、非常用トイレの凝固剤(10回分)×1個、ポリ袋10枚入り×1個、流せるポケットティッシュ×4個、簡易トイレ(2種類)×2個、タオル×2個、救急セット×1セット(包帯 絆創膏 綿棒 脱脂綿 毛抜き ハサミ 爪切り)、防災ウエットティッシュ×2個・ろうそく(10個)×2個、携帯おかん器×2個、トラベルセット(エア枕・アイマスク・耳栓)×2個、歯みがきセット(歯ブラシ・歯磨き粉・コップ)×2個、レスキューライス×6個、5年保存水×6本

参考3 火山灰がもたらす人体への影響

火山灰はガラスや鉱物の小さな粒であり、拡大するとギザギザとした形であることがわかります。これを吸い込んだり、目や皮膚に付着したりすると様々な障害を引き起こします。

【呼吸器系】小さな火山灰は、呼吸をすることで空気と一緒に肺の奥まで入り込みます。それにより息苦しくなり、咳が増えたりなどの症状が現れます。

【皮膚】皮膚に付着すると張り付き、その後腫れるなど炎症を起こす場合があります。またひっかき傷からバイ菌が入ることもあるので注意が必要です。

【目】目に入るとゴロゴロとした異物感、痛み、かゆみ、充血などの症状が出ます。目に傷ができると結膜炎を発症する場合があります。コンタクトレンズの人は外してください。

オ 火山灰がもたらす生活への影響

【建物】屋根に積もると家屋を押しつぶしてしまうことがあります。また、雨などにより水を含むとその重量はさらに増します。

【自動車】降灰による視界不良や、積もった灰によるスリップの恐れがあります。高速道路の多くは通行止めとなり、流通に悪影響を与えます。

【飛行機】火山灰がエンジンに吸い込まれると、異常燃焼が起こり最悪の場合はエンジンが停止します。そうした理由から降灰エリアでの飛行は禁止するルールがあります。

【電車】レールに灰が積もりスリップの原因となり、運転手の視界不良や、信号機などの故障など安全な運行が妨げられる場合があります。

【電子機器】機器内部に侵入すると静電気により内部に付着し、誤作動や故障などのトラブルを引き起こします。

【電気】火山灰が送電線に堆積し絶縁不良となり、停電を引き起す事例があります。

【上下水道】浄水場などから人体に有毒な成分が飲み水に混入するリスクや、火山灰が大量に排水されることで、下水管が詰まるなどの障害が起こります。

【農作物】葉に降灰することによって、植物に不可欠な日光が遮られます。また、火山灰の成分によっては植物を枯らしてしまう場合があります。